

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年4月26日

契約担当者
兵庫県知事 齋藤元彦

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
兵庫県立兵庫津ミュージアムひょうごはじまり館常設展示改修業務委託
- (2) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約日から令和6年11月30日（土）まで
- (4) 履行場所
兵庫県立兵庫津ミュージアム内
（兵庫県神戸市兵庫区中之島2丁目2番1号）
- (5) 応募方法
単独企業による
- (6) 入札方法
書面による直接入札とする

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札・開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 令和3年度から令和5年度の間完了した下記業務の実績を有すること。

地方公共団体が設置する歴史・文化系の博物館又は博物館に相当する施設の展示設営業務又は展示拡充業務を元請として履行した実績（共同事業体（JV・コンソーシアム）の一員としての業務実績を含む）があること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年4月26日（金）から同年5月16日（木）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

4 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については、次のとおりとする。

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁2号館3階

兵庫県企画部地域振興課 担当 増田

電話 (078)362-4004

FAX (078)362-3950

電子メールアドレス chiikishinkou@pref.hyogo.lg.jp

- (2) 申込書の提出期間

令和6年4月26日（金）から同年5月8日（水）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時および場所

令和6年5月17日（金）午前11時 兵庫県庁1号館1階B会議室

- (4) 入札書等の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和6年5月16日（木）正午までに上記(1)の場所に必着のこと。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の

100分の5以上の額の入札保証金を、令和6年5月16日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合など財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）第84条の規定に該当する場合は、この限りではない。

(3) 契約保証金

落札者は、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。

ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合はこの限りではない。

(4) 入札者に求められる義務

ア この入札に参加を希望する者は、申込書に前記2(1)及び(5)の資格を有することを証明する書類を添付して、令和6年5月8日（水）午後5時までに前記4(1)の場所に提出すること

イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

イ 入札保証金が必要な場合、所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。その際、保険期間が令和6年5月24日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容及び入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。